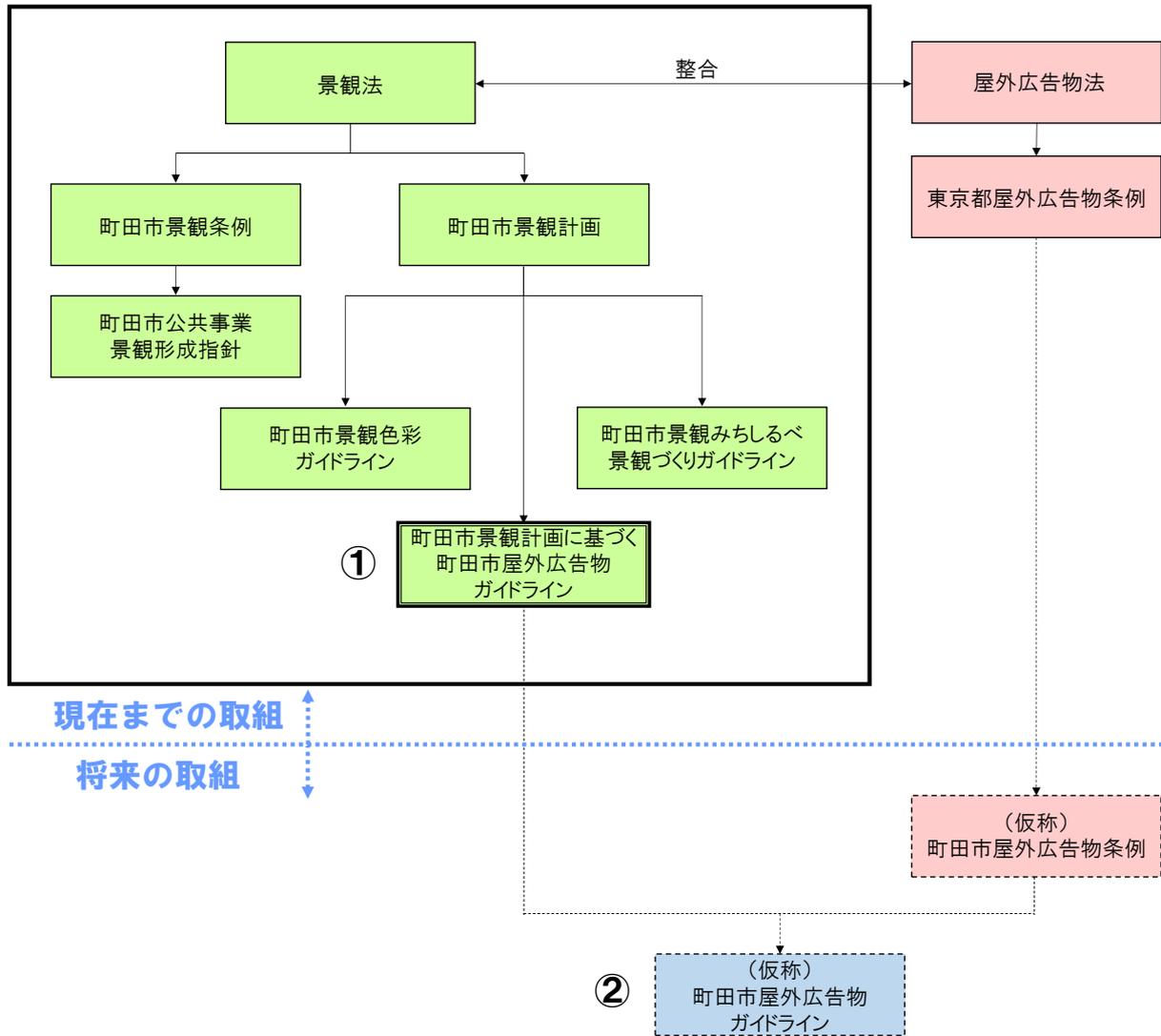


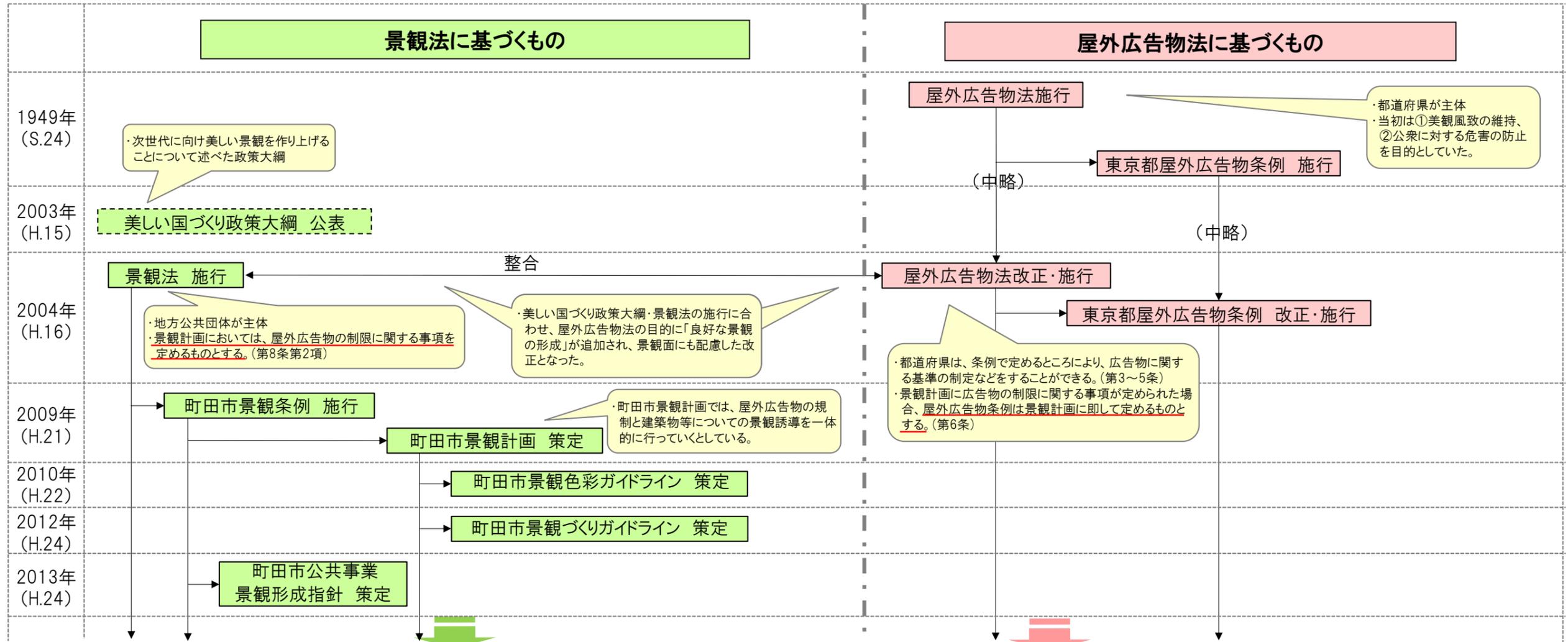
本ガイドラインの位置づけ

町田市景観計画に基づく町田市屋外広告物ガイドラインは、町田市景観計画・第5章「景観法に基づくその他の方針等」に記載されている「共通事項」「屋外広告物に関する方針」などにに基づき策定するものである。(下図①)



※②町田市屋外広告物ガイドラインの中には
①町田市景観計画に基づく町田市屋外広告物ガイドラインが含まれる。

屋外広告物に関する背景及び現状



【背景及び現状】

- 町田市景観計画において、屋外広告物に関する方針（p164～）が記載されている。
- 町田市景観計画において、2030年度までに屋外広告物ガイドラインの策定が位置づけられている。（p181）

【背景及び現状】

- 屋外広告物の規制は、その目的を良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止に限定しており、そのための手段として、表示の場所・方法や、物件の位置、維持に対して規制を加えている。そのため、屋外広告物の表示する内容にまで立ち入って規制をすることはできない。

デザイン・表現内容など、景観面でのより具体的な誘導ができない。

都条例ではカバーし切れない範囲を、景観計画に基づく本ガイドラインで示し、良好な景観誘導を図る。